

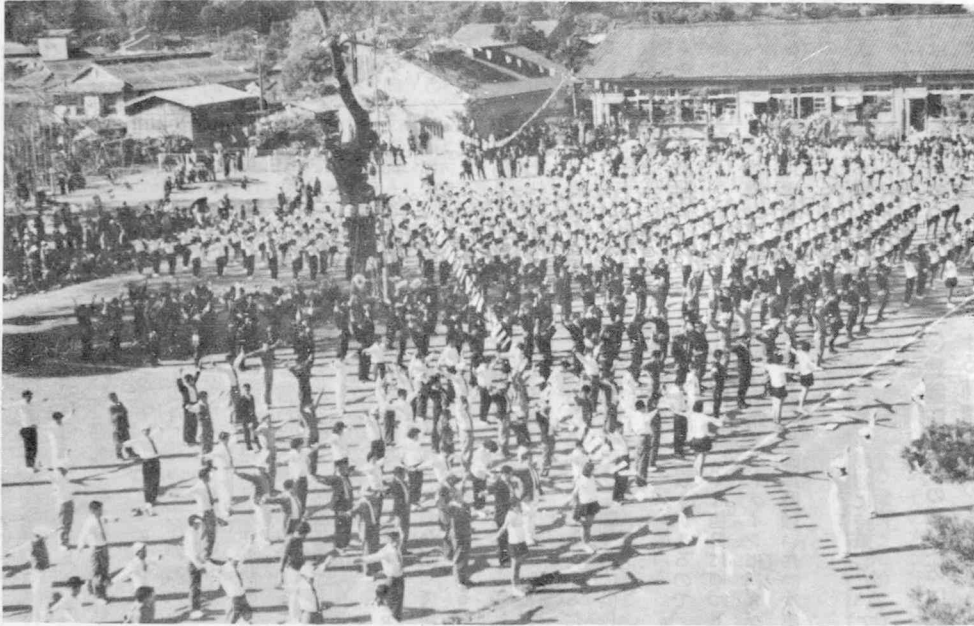
広報たしろ

昭和41年9月号

豊か で } 町づくりに
明 る く } 努めましょう
住みよい }

編集と発行 鹿兒島県肝属郡田代町役場
印刷 株式会社 綜合印刷

人口統計 9月末日現在 6850人
男子 3,329人 女子 3,512人



季節の話題

秋はすぐそこに……

季節の魚

『さんま』

さんまはど日本の庶民に親しまれている魚はまず少ないでしょう。佐藤春夫さんの「あわれ秋風よ、情あらば伝えてよ……」の詩にもあるように、季節の魚としてわたしたちの生活には欠かせないものです。

さんまの解禁は一部は八月中旬からですが、全面的には九月上旬といふところです。いちばん安くておいしいのはやはり九月下旬から十月上旬まで。

さんまは太平洋沿岸の日本だけでとれる魚で、北海道から南下して三陸、常盤と寒流に乗ってやってきます。

さんまの栄養価はたいへん高く、脂肪分はうなぎ並みです。とくにほらわたにはビタミンAやDがたくさん含まれていて、栄養満点です。あのほろ苦い苦味は、胆のうの苦味で、これが消化液の分泌をうながす消化剤の役目を果たしています。骨もやわらかいので「骨まで愛して……」食べれば、残すところはありません。

このさんまのことを外国人はピツグ・サージン（大きないわし）として珍重します。

食べ方では、なんといっても塩焼きが最高ですね。

九月の主な

行事予定

- 五日 田代校区婦人学級 畜産品評会（麓）
- 六日 畜産品評会（川原）
- 七日 民生委員会
- 九日 婦人会長会、国保 運営委員会、選挙 管理委員会
- 十日 花瀬、大原青年学 級
- 十二日 定例議会
- 十三日 町畜産品評会、大 原校区婦人学級
- 十五日 敬老の日、麓、川 原青年学級
- 二十日 花瀬青年学級
- 二十三日 秋分の日、高校体 育大会
- 二十五日 大原青年学級
- 二十七日 婦人会研修旅行
- 三十日 麓青年学級

8月の田代農業

気象観測報告

八月の気象
天気 快晴 3 晴 12 雲 10 雨 6
最高気温 35℃
最低気温 17.8℃
平均気温 27.4℃
雨 量 (総雨量 703mm
平均 22.6mm)

去る六月二十三日、町議会において北海道地方の産業・行政・観光等の視察に関する件を、議案第三十二号で提案し、慎重審議してこれを可決したのであった。

そもそも、斯の種のことを特に正式議案として議会にかけて慎重検討したことは、或は県下においても初めてのケースではなからうか。

それは、免もすれば、議員の旅行が客観的に物見遊山的に考えられたり、或は世間的にこれこれ誤解され易い面もないではないので先づこれが、趣旨、目的を明確にして、責任ある視察旅行をして大いに収穫を修め、町行政の上にプラスしたいということに外ならなかったからである。

斯くして、日程は七月二十日二十九日まで九日間として、参加者二十名(議員十七名、他に事務局長、助役等三名)が決定したのは七月初旬であった。

これより先き、議事の中に視察団長、副団長を決め、更に産業、行政、観光の三部門別にそれぞれ責任者を定め、資料の蒐集、整理に当ることを決定したことは言うまでもない。

ぐことの出来ない所謂(いわゆる)必需品に道産が多々あることは皆さんすでに御承知のとおりである。而かも、明治二年、初めて北海道開拓使がおかれ、その初代が我が郷土出身、後の第二代総理大臣、黒田清隆であった関係もあって、維新以来、鹿児島県人ユカリの土地で、言わば本県とは血の通った所でもあるので一層魅力を感じざるを得ないのであった。

視察の結果については、各責任者においてそれぞれ号を追って町民の皆様に報告することにするが、私は視察団長という立場から総括的なことを述べ、そしてその往復の道すがら見聞したこと、やったこと等を大略記して御参考に供したいと思う。

元より紙面に限りがあるので、どの部門共詳しくは他日にゆづり、今回は所謂アウトラインに過ぎないことを予め御諒解願いたい次第である。

では、先づ最初に特筆したいことは、

○建国記念日の制定方に関する陳情提出のことである。

柴立正千代氏等が中心になって建国記念日を二月十一日に決定して頂きたいと言う陳情書(田代町民一千六百余名が署名)を携行していたので、七月二十一日、国会議事堂において二階堂先生を通じて、

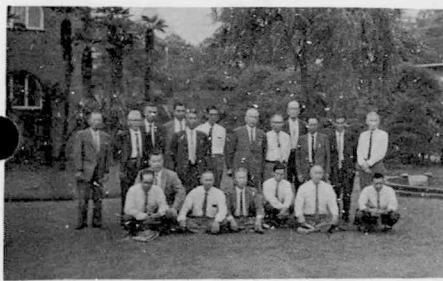
佐藤総理に提出方をお願いした。これを受取られた先生は、これは実に我意を得た陳情書である。早速総理に報告することとであつたが、その後丁度、七月二十八日、第一回建国記念日制定審議委員会が首相官邸において開催せられたので、恐らく資料第一号として提出されたであろうことを思うとき、甚だ痛快にたえないものがある。

この陳情に当り、町民皆様の心からの御協力を賜ったことに対し深甚の謝意を表する次第である。

○首相官邸の見学

首相の片腕と言われる田中幹事長、近くは「私の履歴書」でその人となりを知り、非常に親近感に打たれていたもので、前以て二階堂先生に書翰を送り、首相と幹事長に接見方を申し入れていただいたので、

佐藤総理に提出方をお願いした。これを受取られた先生は、これは実に我意を得た陳情書である。早速総理に報告することとであつたが、その後丁度、七月二十八日、第一回建国記念日制定審議委員会が首相官邸において開催せられたので、恐らく資料第一号として提出されたであろうことを思うとき、甚だ痛快にたえないものがある。



首相官邸にて

であったが、時恰(あたか)も臨時議会と内閣改造問題の最中であつたのでそれは果せなかった。後で考えて見れば、これは政局柄らよつと無理な要請であつたなあと反省せざるを得なかった。

しかし、当初から「今は主権在民だ。総理に遑うのに何の不思議はない!」と言う意気込であつたが、どうもこの要請は時期柄タイミングがよかったとは言えないようだ。

ところで首相官邸は総理不在であつて見学上は却(かえ)って幸であつたと言えよう。

官邸請来は三十一年間というベテランが親切に説明しつゝ、限なく案内してくれたのであつた。

曾(かつ)ての五・一五事件(犬養首相等暗殺)、二・二六事件(迫水久常務、機関銃下の首相官邸)それから次々の組閣前後の状況、閣議の模様、外国使臣の来往新聞記者会見の在り方等を具さに見聞することが出来たことは望外の収穫であつた。

その中でも、かねて非公開の閣議室に入り、一行二十名が交々各閣僚の椅子に腰掛けて大臣気取の光景は一時、正しく田代町内閣の感があつた。

更に乞うて、絶対に解禁したことはないという首相の個室を視察し得たことは実に千載一遇の機会であつた。

を得たわけで洵(まこと)に感激にたえないものがあつた。

最初、入室するに当り「何もさわってはならない」という指示であつたが、いざ中に入ると色々好奇心も湧いてそうもならず、秘かに総理の椅子を失敬して腰を下し首相を気取った者数名、そして何かと手をふれたりして見たいのは自然の人情であらう。次いで猪鹿倉助役が首相の椅子に腰をかけた途端、ユーモラスな町議員が「コラッ!」と、小声をかけたがさすがの助役もサツと立上り、目をクリクリした素振が如何にも印象的であつた。

首相個室の入口には非常ベルが取付けてあつて、万一の場合に備えて警視庁新撰組に直結してあるとのこと。

斯の如き機密の室まで案内したことは未だ曾でないことだつたといふ。

その案内人の戸(い)わく、二階堂先生は筆頭幹事長として党や政務報告の為殆んど毎日の如く官邸に見えて首相に会見されていきます。その先生の選挙区のお方という訳で、極く内証で特別に取計い、解禁したのですからそのおつもりでいて欲しいとのことであつた。

斯くして約一時間余り具さに見学後、組閣の都度記念撮影をされ

るといふ場所の一寸横丁で一行の記念撮影をおえ、感激の官邸を辞去して次の日程へと足を運んだ。

（以下 次号）



国民の祝日『敬老の日』が

設定されました

昭和三十八年老人福祉法が制定され、老人の日が規定されたのであります。

この「老人の日」を国民の祝日に加えようという世論はかねてから強かったのですが、今般これに添えて「老人の日」が「敬老の日」と改められて、国民の祝日に加えられることになりました。

「敬老の日」は多年にわたり社会に尽してきた老人を敬愛し長寿を祝う日であり、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、なお、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高める日でもあります。

従つて、すでに長い間、広く国民的行事として行われた老人の日の趣旨と全くなじようなものがあり、老人に精神的安定と自覚を

農地被買収者等に

給付金が支給されます

農地改革によつて、昭和二十一年一月二日から昭和二十五年七月三十一日までの間に、政府から農地を買収された方(その方が死亡している場合はその遺族)に給付金

が支給されます。

この給付金の交付を受ける資格者の請求により支給されるのであつて、請求しないと支給されません。資格者の大部分の方は請求されて、すでに認定通知がありましたが、まだ請求されていない請求権者(資格者)は早目に農業委員会へ相談してください。

他県や他市町村で買収された方も現住所の農業委員会へ提出して認定を受けることになっております。

請求書を提出する期限は、昭和四一年三月三十一日までです。期限までに請求しないと請求権はなくなりま

田代町高令者名簿

部落名	氏名	生年月日	年令
新田	白山五郎	文久元、4.5	105
山口	上原熊助	慶応2.4.16	100
中尾	尾村カフメ	明治4.1.18	95
平立	有前田金次郎	" 3.10.26	95
早瀬	小川金太郎	" 4.9.25	94
馬場	木佐貫イフシ	" 5.3.28	94
表木	川村イフシ	" 5.9.9	94
戸野	宮原ヨトマツ	" 7.9.1	92
平石	石イセナ	" 7.2.16	92
柴立	大井シノブ	" 7.8.18	92
新田	白井ケサマツ	" 8.8.12	91
内ノ	阿野ウシ	" 7.10.2	91
盤山	湯谷常次郎	" 8.9.12	91
山下	川路次郎右エ門	" 8.5.8	91
猪鹿倉	宮下スミ	" 9.7.27	90
西中郡	小牧スミ	" 9.6.9	90
上原	前田スミ	" 9.8.21	90
新田	中村伝之助	" 10.1.10	89
中	下原	" 9.12.18	89
下	後新	" 9.10.10	89
		" 11.8.15	88
		" 10.8.25	88

請求書を提出された方には、県知事から認定通知書が交付されますが、この認定通知も農業委員会を通じて交付されますので、農業委員会から通知がありましたらすぐ受取ってください。

認定通知書の交付を受けた方には、鹿児島財務部から直接請求者あてに、国債の交付通知がありますから指定された日本銀行鹿屋代理店を受取ってください。その国債を田代郵便局に持参されま

早期水陸稲の
共済掛金は
今月の二十日
が納期です

農業共済組合

国民年金は

どんなに改正

されたか？

先般の部落座談会で説明しましたように国民年金の再計算期に当り本年6月27日、国会で改正法案が可決され、実施は来年1月からです。この趣旨は、生活水準の向上、人口の老化を考慮年金額の引上げ、障害年金等の支給要件をやわらげるとともに福祉年金の額の引上げ、支給制限の緩和等をねがって制度全般にわたり改善を行うこと。

来年1月から実施される改定額は次表のとおりです。

※ 拠出年金(年金額)

(42年1月分から)

摘 要	現 行	改 正 額
老 令 年 金	25年納付 24,000 (月2,000)	60,000 (月5,000)
	30年 " 30,000 (月2,500)	72,000 (月6,000)
	40年 " 42,000 (月3,500)	96,000 (月8,000)
障 害 年 金 (最低保障)	2級 24,000 (月2,000)	60,000 (月5,000)
	1級 30,000 (月2,500)	72,000 (月6,000)
母 子 年 金 (") 子2人	24,000 (月2,000)	60,000 (月5,000)
準母子年金 (") 子2人	24,000 (月2,000)	60,000 (月5,000)
遺 児 年 金 (")	12,000 (月1,000)	30,000 (月2,500)
寡 婦 年 金	夫の受けるべき老令年金の2分の1	左 同 じ

※ 福祉年金(年金額)

種 類	現 行	改 正 額
老 令福祉年金	15,600 (月1,300)	18,000 (月1,500)
障 害 "	24,000 (月2,000)	26,400 (月2,200)
母 子 " 子1人	18,000 (月1,500)	20,400 (月1,700)
準母子 "		

※ 保 険 料

	現 在	42年1月から	44年1月から
34歳まで	100円	200円	250円
35歳以上	150円	250円	300円

※ 65歳になったとき、あなたの年金はいくらか？

区分 期間	納めた人		免除された人	
	納めた金額	1年間にもらう年金額	納めた金額	1年間にもらう年金額
5年	6,000円	円	円	円
	9,000	72,000	0	4,000
10年	24,450	24,000	0	8,000
15年	42,450	36,000	0	12,000
20年	59,550	48,000	0	16,000
25年	77,550	60,000	0	20,000
30年	93,450	72,000	0	24,000
35年	111,000	84,000	0	28,000
40年	129,400	96,000	0	32,000

保険料納付済期間×(1年につき2,400又は月200)+免除期間×(年800)二年金額

体力の回復

夏の暑さのためからだ全体がいためつけられています。とくに胃腸をこわしている場合が多いので涼しくなって食欲が出たからといって暴飲暴食をつつしましう九月にはいるとくだもの、野菜類もほとんど回りまですからバランスのとれた食事をとって徐々に体力の回復をはかることがたいせつ

酷暑よさらば

暑さにしぼられた……



夏も去り……

秋がきた
さあ体力を
とりもど
そう！

です。
九月は涼しくなったとはいえまださまざまな病気も多く、食中毒

やかぜなどにかかりやすいものです。
夏ばてした体力の回復が秋口の

健康心得の第一ですから、十分な
休息、十分な睡眠そして栄養の補
給が肝心です。

香典返し

田代町麓(橋ノ口部落)の中原富助さんは去る七月七日死亡されましたが、その忌明けに当り、御遺族中原武一氏より一金三、〇〇〇を、町社会福祉協議会へ香典返しにかえ御寄附下さいました。皆様とともに厚くお礼申し上げます。

中学生・高校生の 非行の原因は？

最近、中学生や高校生など学生の非行が増加の傾向にあることが各方面から指摘され、大きな社会問題になっていきます。学校という教育的環境の中にあるにもかかわらず、学生が非行に陥るといふのはまことにかなしむべきことだといわなければなりません。

全国の家庭裁判所で取り扱った少年保護事件を年齢層別にみると、年少少年（一八〜一九歳）の非行は、ここ数年横ばいもしくは減少の傾向にあるのに対して、中間少年（一六〜一七歳）の非行は、昭和三七年度まではほぼ横ばいの状態にあったのが、昭和三八年度以降増加を示しており、年少少年（一四〜一五歳）の非行は、昭和三九年度にいたってそれまでの増加傾向から減少に変わっていることが認められ、事件数のうえからは、年少少年から中間少年へと年齢的な移行がみられます。

このように、少年非行が中間、年少少年の年齢層に多く発生している最近の傾向の端的な現れとして、中学生、高校生による非行が年ごとに増加している事実をあげることができると思います。全国

の家庭裁判所で取り扱った非行のあった中学生は、昭和三三年度には約二四〇〇〇人であったのが昭和三九年度には約四万八五〇〇人と増加し、高校生は約二万人であったのが三万七〇〇〇人と増加しております。また、非行のあった中学生の発生率は、中学校在籍者一〇〇〇人につき昭和三三年度には四、一人であったのが、昭和三九年度には七、五人となり、非行のあった高校生の発生率は、六、三人から八人と増加しております。

このような状況に対して、全国の家庭裁判所では、この数年間、地域社会の中学校、高等学校との定期的な連絡会を開催して、非行のあった中学生や高校生の指導のあり方について、学校側の協力を求め、連絡を強化して非行の防止に努めてきましたが、最近各地の家庭裁判所ではさらにすすんで、いろいろな角度から地域社会における中学生、高校生の非行の実態をとらえ、科学的に分析を加えた資料を提供し、それに基づいて地域社会における中学生、高校生の非行対策を協議するといった気運

が強くなくなってきました。

これらの資料によると、たとえば、中学生が毎日の日常生活の中でしている日々の行動を、生活時間という面からとらえて、非行のある中学生と非行のない中学生との間に見られる違いを調べた結果、非行のある中学生は、非行のない中学生に比べ、自由時間（余暇時間）の割合が高く、睡眠、食事などの生活必需時間や勉強、家事手伝いなどの拘束時間の使用割合も、テレビを見る割合が高く、いり外で外出や遊びをしているものが多く、その行動の場所としては、自分の家以外で友だちとか自分ひとりで過ごすことが案外多くあげられています。わたくしたちは、非行中学生に与えるテレビの影響や、生活時間内における彼らの活動方向が家族中心でなく、明らかに家庭から離脱の傾向にあることを注目したいと思っています。

また、これは中学生に関する調査ですが、中学生が学校に対してどんな気持ちを持っているかを、学校の所属感の程度、学習意欲、教師や級友との人間関係における満足度、将来の進路への見通しなどの多方面にわたって調査したところ、そのいずれについても非行のある中学生は非行のない中学生に比べて不良であったという研究結果が発表されています。さらに

何がこれらの結果を生じさせているかを調査したところでは、非行のある中学生の側面原因としては本人の知能が低いこと、親の教育的関心が低く学校に対して非協力的であること、また、中学生の側面原因としては、教師たちの間で指導に一貫性が欠けていること、教師との人間関係において教師が彼らを見放し、拒否しているという感じを与えていること、進学指導が優先する教育体制下において就職組の生徒が疎外感を深めていることなどが実証的に指摘されて

火災消火応援お礼



去る九月一日、中村部落の鶴田一太郎氏宅の火災については、消防団員はじめ町民の皆さまには農繁多忙にもかかわらず、多数消火作業に従事下さって、あの住家の密集地を最少限にいとめていただいたことに対してお礼申し上げます。

原因は、子どもの火遊びからでした。今からは気候も乾燥状態の日が多くなりますので、子どもの火遊びやかまど等には充分気をつけたいものです。

さらに、最近警察庁で行なった実態調査によると、中学生非行の特徴として、万引を主とする窃盗事件が圧倒的に多いこと、共犯事件の占める割合が多いこと、学校内外で発生する粗暴犯事件が多いことなどが報告されており、一方高校生の非行については、粗暴犯と業務上過失致死傷事件の占める割合が高く、窃盗事件では中学生同様万引が多いこと、粗暴犯の約半数が路上で行なわれていることなどが報告されております。

これらの科学的な資料に基づいて、中学生、高校生に対する非行対策を強力に、幅ひろく行なうことが必要であるわけですが、根本的には、このような非行を誘発する社会環境そのものを、明るい健康的なものにするために総合的な施策が強力にすめられなければなりません。同時に、いつのまにか非行のうずきこまされ、社会の裏側で家庭や社会に背を向けて毎日を送っている少年たちやすでに事件をひき起こして関係者を悩ませている中学生や高校生などに対しては、一日も早く明るい生活の場にも引きこもり、健全な学校生活に復帰させるための努力が必要であることも忘れてはなりません。

非行のあった中学生や高校生を正しく導くためには、彼らに対する正しい理解のしかたと適切な取扱が必要ですが、そのためには非行という現象だけに目を奪われて簡単に少年たちを見放してしまったり、むやみに厳しくすることは、けっして正しい態度とはいえませんし、彼らのうちにある未来に向って芽ばえ、成長してゆく可能性を不当につみとってしまわないうような慎重に配慮することが必要だと思えます。彼らをとりまく家庭、学校、地域社会が一体となって適切な指導をすすめるとき、たとえそれが少年にとって一時は苦

泰平一家



●役場の出勤時間が
変りました

去る六月一日から八月三十一日まで、午前八時から三〇分早めて勤務しておりました。が九月一日から平常通り午前八時三〇分から勤務を致します。

小組合対抗ソフトボール大会
10月10 体育の日開催
申込み 9月30日まで
田代町教育委員会へ
代表者打合せ会 10月5日
町公民館にて
3. チームの編成基準
出場する小組合の部落に住んでいるもので、次の満年齢（昭和41年度内で満年

県職員採用試験が
実施されます

受験資格 は三十九年三月から四十二年三月までの高等学校卒業業者（見込者）
採用職種 ①行政職 ②土木職 ③建築職
受験申込期限 四一年九月五日から九月二十六日まで。
試験日
第一次・昭和四一年一〇月一六日
第二次・四一年一月中旬
発表 は四一年一二月一〇日までに通知します。
申込 先は鹿兒島市山下町鹿兒島県人事委員会
詳細については県人事委員会事務局又は町役場に問合せ下さい。

令に達していればよい)の者で編成する。
イ、高校生又は20才以下の青年 (小・中学生は除く) 1名以内
ロ、21才〜30才までの人 3名以上
ハ、31才〜40才の人 3名以上
ニ、41才以上の人 1名以上
ホ、小組合長又副組合長 1名
ヘ、補欠は必ずその年齢基準内又は以上の人で補う。
ト、示された年齢基準内で不足するときは上位の年齢の人で編成する。

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

完納の手で育てよう
明るい田代
今月は国民健康保険税の
第2期分の納期です